改正個人情報保護法における社会的身分の意義

湯淺墾道†1

概要: 平成 29 年 5 月施行の個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)改正法では、「要配慮情報」という概念を新たに設け、「本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報」としている(2条3項)。しかし、このうち「社会的身分」についてはそれが何を指すかについては学説の争いもあり、かならずしも明確になっているとはいえない。他の法律における「社会的身分」の意義に関する学説や判例等も参酌しつつ、個人情報保護法における社会的身分とは何を指すかについての検討を試みる。

キーワード: 個人情報保護、社会的身分、日本国憲法

1. はじめに

個人情報の保護に関する法律(以下、「個人情報保護法」。)が制定後約10年ぶりに大きく改正され、平成29年5月30日(火)から施行される。改正個人情報保護法においては、2条の個人情報の定義に大きな変更が行われ、「要配慮個人情報」という概念が新たに加わった(2条3項)。要配慮個人情報とは、「本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報(同)のことである。ここでは、新たに改正前の個人情報保護法には存在しなかった「社会的身分」の語が追加されている。

日本の現行法令における法的概念としての社会的身分は、日本国憲法 14 条 1 項が「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」と定めていることに源流を有するということができる。しかし法令の文中においてこの語を用いている法律は、必ずしも多くない。また「社会的身分」についてはそれが何を指すかについては学説の争いもあり、かならずしも明確になっているとはいえない。他方、日本国憲法においては社会的身分と共に門地による差別を禁じているが、改正個人情報保護法には門地という文言がなく、門地は要配慮個人情報に包含されるのか、それとも門地は要配慮個人情報に包含されるのか、それとも門地は要配慮個人情報に包含されるのかどうかも問題となる。

この問題は、個人情報保護法においては特に深刻であるといえる。というのは、従来はある差別的な取扱いが行われたときにそれが憲法 14 条の差別禁止事由である社会的身分に含まれるかどうかが問われたのであって、社会的身分に関する情報の存在や、その取扱い自体が禁じられているわけではなかった。これに対して改正個人情報保護法は、民間部門の個人情報取扱事業者に対して本人の同意を得な

†1 情報セキュリティ大学院大学情報セキュリティ研究科教授

い要配慮個人情報の収集自体を原則として禁じており(17条2項)、違反した場合には個人情報保護委員会からの勧告、 是正命令等を受ける可能性がある。このため、個人情報の 取扱の上では、何が社会的身分に該当するのかという具体 的な基準や例を事業者に対して示すことが重要となる。に もかかわらず、個人情報保護委員会の個人情報の保護に関 する法律ガイドライン(通則編)は、社会的身分について 「ある個人にその境遇として固着していて、一生の間、自 らの力によって容易にそれから脱し得ないような地位を意 味し、単なる職業的地位や学歴は含まない。」とするのみで ある1.

そこで本稿では、他の法律における「社会的身分」の意 義に関する学説や判例等も参酌しつつ、個人情報保護法に おける社会的身分の意義についての検討を試みたい。

2. 法令における社会的身分

現行法令において社会的身分の語を用いている法令は、 前述の日本国憲法のほか、次のようなものがある。

2.1 雇用・労働

雇用・労働の分野で社会的身分の語を用いているものとして、労働基準法、職業安定法、労働者派遣事業の適正な 運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律、船員職 業安定法等がある。

労働基準法は、3条で「使用者は、労働者の国籍、信条 又は社会的身分を理由として、賃金、労働時間その他の労 働条件について、差別的取扱をしてはならない。」として均 等処遇原則を定めている。この国籍、信条、社会的身分と いう差別的取扱いの禁止事由は、1947年に労働基準法が制 定された当時から文言中に存在するものである。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の 保護等に関する法律では、27条で「労働者派遣の役務の提 供を受ける者は、派遣労働者の国籍、信条、性別、社会的 身分、派遣労働者が労働組合の正当な行為をしたこと等を 理由として、労働者派遣契約を解除してはならない。」とし て契約の解除について規定する。 職業安定法は3条で「何人も、人種、国籍、信条、性別、 社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員である こと等を理由として、職業紹介、職業指導等について、差 別的取扱を受けることがない。」と均等待遇原則を定め、船 員職業安定法も同様に4条で「何人も、人種、国籍、信条、 性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員 であること等を理由として、職業紹介、部員職業補導等に ついて、差別的取扱を受けることがない。」としている。

2.2 公務員等

公務員等に関する分野で社会的身分の語を用いている ものとして、国家公務員法、地方公務員法、日本赤十字社 法がある。

これらの法律における規定はほぼ同様であり、国家公務 員法は27条で「すべて国民は、この法律の適用について、 平等に取り扱われ、人種、信条、性別、社会的身分、門地 又は三十八条五号に規定する場合を除くの外政治的意見若 しくは政治的所属関係によつて、差別されてはならない。」 と均等原則について定め、地方公務員法も同様に13条で 「すべて国民は、この法律の適用について、平等に取り扱 われなければならず、人種、信条、性別、社会的身分若し くは門地によつて、又は十六条五号に規定する場合を除く 外、政治的意見若しくは政治的所属関係によつて差別され てはならない。」と規定する。日本赤十字社法における規定 も同様であり、11条は「何人も、社員となるにつき、及び 社員の権利義務につき、人種、国籍、信条、性別、社会的 身分又は門地によつて、差別されることがない。」と定めて いる。

2.3 社会福祉 児童福祉

社会福祉の領域では、生活法護法 47 条 2 項が「保護施設は、要保護者の入所又は処遇に当たり、人種、信条、社会的身分又は門地により、差別的又は優先的な取扱いをしてはならない。」と定めている。

生活保護法は、昭和 21 年に 90 回帝国議会において審議・可決されて制定されるが2、法の制定時の条文にはそもそも社会的身分や門地という語は登場しない。これは、生活保護法が連合国最高司令官指令(SCAPIN)775 号「公的扶助に関する覚書」の強い影響を受けて日本国憲法の成立過程とほぼ同時期に制定されているために、かならずしも日本国憲法の条文を参照していないことによるものと思われる。現行法は、昭和 21 年の旧・生活保護法を全面改正し、昭和 25 年 5 月 4 日に法律 144 号として公布と同時に施行したものである。この時点ではすでに日本国憲法も施行されており、14 条中の社会的身分又は門地という語を生活保護法でも用いたものと思われる。

児童福祉の分野で社会的身分の語を用いているものとして、児童福祉法施行規則がある。また、関連する基準として、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準、里親が行う

養育に関する最低基準、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準においても社会的身分に関して規定している。

児童福祉法施行規則 1 条の 11 は、「養育者等は、委託児童に対し、自らの子若しくは他の児童と比して、又は委託児童の国籍、信条若しくは社会的身分によつて、差別的取扱いをしてはならない。」と規定する。その他の基準においても、児童の国籍、信条若しくは社会的身分による差別を行ってはならないとする規定を置いている。

民生委員法は、15条で「その職務を遂行するに当つては、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守り、人種、信条、性別、社会的身分又は門地によつて、差別的又は優先的な取扱をすることなく、且つ、その処理は、実情に即して合理的にこれを行わなければならない。」としている。

なお社会福祉領域における個人情報の取扱いに関し、民生委員は公務員であるのかどうかについては議論の余地がある。民生委員が公務員であるかどうかについては、地方公共団体が保有する個人情報を民生委員に提供する場面においても問題となった3。その後、民生委員は特別職の地方公務員であることが確認されたが、市区町村の「区域」に置くものとされており、特定の市区町村の特別職地方公務員というわけではないから、ある市区町村の実施機関にはなりえないという問題が残っている4。

2.4 教育

教育の領域では、教育基本法 4 条が教育の機会均等原則 として「すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育 を受ける機会を与えられなければならず、人種、信条、性 別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差 別されない。」と定めている。

現行の教育基本法は平成 18 年に全部改正されたものであるが、昭和 22 年に制定された旧教育基本法においては 3 条で「すべて国民は、ひとしく、その能力に応ずる教育を受ける機会を与えられなければならないものであつて、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によつて、教育上差別されない。」と規定していた。社会的身分に関しては、現行法も、旧法の規定の語句を整序した程度の改正にとどまっている。

2.5 人権擁護

人権擁護の領域では、人権擁護委員法、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律等が社会的身分に関する規定を置いている。

このうち人権擁護委員法 6条 6項は「人権擁護委員の推薦及び委嘱に当つては、すべての国民は、平等に取り扱われ、人種、信条、性別、社会的身分、門地又は七条一項四号に規定する場合を除く外、政治的意見若しくは政治的所属関係によつて差別されてはならない。」と定めており、公務員等に関する法制と同種の規定を置いている。これに対

して人権教育及び人権啓発の推進に関する法律では、1条で人権教育及び人権啓発を行う目的として「人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢」を挙げている。

2.6 社会的身分と門地

社会的身分という語を条文の中で用いている法令は、社会的身分と共に門地についても規定するものと、社会的身分についてのみ規定するものに分かれる。

門地についての規定を欠くのは、児童福祉の分野に関する法令である。児童福祉法施行規則は、児童の国籍、信条若しくは社会的身分による差別を行ってはならないと規定している。児童福祉関係の諸基準も門地に関する規定を欠くが、おそらく児童福祉法施行規則の条文をうけたものと考えられる。なぜこれらの法令の条文において社会的身分のみを規定し門地に言及していないのかは、必ずしも明らかではない5。

3. 学説・判例における社会的身分

3.1 憲法における社会的身分

憲法学においては、社会的身分の意味について、学説上の争いがある。

· A 説

社会的身分とは人の生まれによって決定される社 会的地位または身分をいうとする(宮澤説)。最も狭 義な説である。

・B1 説

人が社会において後天的に占める地位で一定の社 会的評価を伴うものをさすとする(田畑説)。

·B2 説

A 説と C 説の中間にあるという意味では B1 とも類似するが、狭義説と広義説の中間にあって、人が社会において一時的ではなく占めている説で、自分の力ではそれから脱却できず、それについて事実上ある種の社会的評価が伴っているものをさすとする。芦部教授は「私は中間説を採る」とする6。

· C 説

広く人が社会においてある程度継続的に占めている地位を意味すると解する(佐藤功説)。最も広義な説。

この争いは、14条1項後段の列挙事由を単なる例示的列挙とみるか、それとも格別の存在意義、特に禁止規範としての意義を有するものとしてみるかの違いに帰着する。

禁止規範としての意義を有するものと解する場合には、ここで列挙されている事由による取扱いの違い(合理的差別)が許される場合、その合理性について他の事由による取扱いの違いよりも厳格な合理性が要求されることになる。このため、A説の立場からは、C説のように広く解する立

場に対して、「それによる差別がとくに禁止されるとする理由が必ずしも明らかにならず、本条1項後段の存在意義が不明となるおそれがある」7という批判が向けられる。

他方でA説に立つ場合には、ここで列挙されている事由による取扱いをする場合に他の事由よりも厳格な合理性が要求されるところから、何がここでいう列挙事由の中に含まれるのかを明確にする必要があるが、列挙事由の中に別に「門地」もあるので、社会的身分と門地との相違が問題になる。門地については、人の生まれによって決定される家柄を意味するものと解するのが一般的であるが、A説の有力な提唱者である宮澤教授は「社会的身分と門地のちがいは、はっきりしないが、どちらもうまれによって生じた身分または地位と解するのが、法の下の平等の精神から見て、適当だと思う」8としている。これに対して辻村教授は、門地とは旧華族や士族のような家柄のことであり、「出生によって決定される社会的な地位または身分のうちで『門地』を除いたもの」が社会的身分であるとする9。

なおここでいう家柄とは、優越的な取扱いを受けうるものを指し、不利益的な差別を受ける家柄は含まないとするのが一般的であると考えられる。歴史的な経緯をもつ旧身分制度に由来し、今日なお社会関係上重大な人権侵害を引き起こしている同和問題・部落差別問題に関する事項は、門地ではなく社会的身分に含めるのが一般的である10。同和問題・部落差別問題との関係で、差別的な取扱いを受ける可能性があるものを門地に含める説がないわけではなく、門地に含める説からは、「出身地や本籍地は『門地』に匹敵する場合があることには留意すべきである」11とされる。

判例は、判例は、C 説のように広く解する傾向があり、14条1項後段は単なる例示的列挙であって特段の意味は持たないとする。高齢者であることを基準としてなされた地方公務員の待命処分と憲法 14 条との関係が問題となった待命処分無効確認判定取消等請求上告事件において、最高裁は「憲法一四条一項及び地方公務員法一三条にいう社会的身分とは、人が社会において占める継続的な地位をいうものと解される」と判示しており12、本判決がその後多くの判例において引用されている。ただし、「これは年齢による区別を社会的身分による差別にはあたらないとする脈絡のなかでの判示であり、厳格に定義されたものといえるか疑問である」とする評価もある13。

なお、親子関係や非嫡出子という地位は、出生によって個人に付与される地位であり社会的身分に該当するので、民法900条4号ただし書の規定は憲法14条に違反するというのが学説における通説であったが、判例はこの立場には与していなかった。しかし、平成25年9月の最高裁大法廷決定14において、初めて非嫡出子の相続分を嫡出子の相続分の2分の1とする民法の規定は憲法違反であるとした。

もっとも、同決定においては「相続制度を定めるに当たっては、それぞれの国の伝統、社会事情、国民感情なども

考慮されなければならない。」とし、「総合的に考慮した上 で、相続制度をどのように定めるかは、立法府の合理的な 裁量判断に委ねられているものというべきである。」として 立法裁量に委ねられているとする。その上で、「この事件で 問われているのは、このようにして定められた相続制度全 体のうち、本件規定により嫡出子と嫡出でない子との間で 生ずる法定相続分に関する区別が、合理的理由のない差別 的取扱いに当たるか否かということであり, 立法府に与え られた上記のような裁量権を考慮しても、そのような区別 をすることに合理的な根拠が認められない場合には、当該 区別は、憲法14条1項に違反するものと解するのが相当で ある。」としている。その上で、「遅くとも A の相続が開始 した平成13年7月当時においては、立法府の裁量権を考慮 しても、嫡出子と嫡出でない子の法定相続分を区別する合 理的な根拠は失われていたというべきである。」としており、 親子関係や非嫡出子という地位が社会的身分に該当すると 明言することは避けている。

3.2 労働基準法3条の社会的身分

前述したように、社会的身分という語を用いている法令はさほど多くないため、法令における社会的身分の解釈をめぐって争訟にまで至ったという事例は、もっぱら労働基準法3条における社会的身分の意義をめぐるものに限られている。

昭和22年に制定された当時の労働基準法は、3条で「使用者は、労働者の国籍、信条又は社会的身分を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件について、差別的取扱をしてはならない。」と規定していた。この規定は現在に至るまで改正がなく、人種に対する言及を欠く。このため、労働基準法における社会的身分の中には、人種も含まれると解するのが一般的である15。労働組合の組合員であって従業員組合の組合員ではないという地位については、判例は、名古屋証券取引所事件において、労働基準法3条にいう「社会的身分」とは生来の社会的事情によって生じている他人と区別される永続性を有する地位をさすものと解し、このような地位は社会的身分には該当しないと判示している16。パートタイム労働等の雇用形態による取扱いについては、社会的身分による差別とはいえず、労働基準法には違反しないというのが通説である。

4. 改正個人情報保護法における社会的身分

個人情報保護委員会の個人情報の保護に関する法律ガイドライン(通則編)は、社会的身分について「ある個人にその境遇として固着していて、一生の間、自らの力によって容易にそれから脱し得ないような地位を意味し、単なる職業的地位や学歴は含まない。」とする17。

それでは、非嫡出子や尊属・卑属たる地位や、旧華族で あるというような事項は、改正個人情報保護法における社 会的身分に該当するのであろうか。

4.1 憲法解釈との整合性

前述のように、憲法 14 条における社会的身分の意味については学説の対立がある。改正個人情報保護法の社会的身分の解釈は、憲法 14 条にいう社会的身分の解釈と整合させるべきであろうか。憲法 14 条の社会的身分の解釈と、改正個人情報保護法における社会的身分の解釈は、同一である必要があるかという点が問題となる。

この点につき、個人情報保護委員会や消費者庁に勤務して立法関連作業に携わったことのある著者らによる近刊の解説書では、社会的身分について「同和地区の出身であること等、本人の意思によらない、また自らこれを変更し得ないような出自のことをいい、単なる職業的地位は含まれない」としたうえで、「なお『人種』『信条』『社会的身分』については、憲法 14 条の列挙事由でもあり、同条の解釈や判例が参考になる」としている18。ここで「(憲法 14 条)の解釈や判例が参考になる」としているのは、それと整合すべきであるとの立場には与しておらず、憲法 14 条の解釈における社会的身分以外の事由も個人情報保護法上の社会的身分となりうる余地、または憲法 14 条の社会的身分の解釈よりも縮小することを許容しているようにも思われる。

憲法 14 条の平等原則は合理的差別を禁じるものではないというのが通説・判例の立場であるから、社会的身分に基づく不合理な差別的取扱いを禁じるものである。仮に14 条 1 項後段に格段の意味を認めるとしても、社会的身分を事由とする取扱いの相違における合理性を厳格に審査し、それが認められた場合には、社会的身分を事由とする差別は認められうる。したがって、ある個人の社会的身分に関する情報を収集したり保有したりすること、さらにそれを事由として異なる取扱いをすることを絶対的に禁じているわけではない。

これに対して改正個人情報保護法における社会的身分は、それに該当する個人情報について原則として本人合意を得ることなく収集することを事業者に禁ずるものであり、例外も、法令に基づく場合や、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき等、具体的に明記されている。このことから、事業者に対する禁止規範としての性質はかなり強いといえよう。このことから、事業者に対する不必要な事業の制約を避けるという観点からは、憲法 14 条における社会的身分の解釈よりも「上乗せ」することは好ましくないということになる。特に尊属・卑属たる地位のような情報も社会的身分の中に含まれるとすれば、たとえば電気通信事業者における「家族割」サービス提供にあたって尊属・卑属たる地位を本人の同意なく他の親族等から収集することは禁じられることになり、影響が大きい。

他方で、労働基準法3条の社会的身分の解釈において人種も含むとしている例にみられるように、憲法14条における列挙事由と同様のものが改正個人情報保護法には存在し

ないという場合、解釈によって「上乗せ」したり、ガイドラインで追加したりするという手法もありうる。その一例が、次に述べる門地の問題である。

4.2 門地

改正個人情報保護法は、門地という文言を欠く。このため、優越的な取扱いを受ける可能性があるものとしての門地 (家柄や血統) は要配慮個人情報にはあたらないのか、という問題がある。個人情報保護委員会の個人情報の保護に関する法律ガイドライン(通則編)も、門地に対する言及を欠く。このことから、門地について、理論的には次のような考え方があり得る。

一つは、形式的にもはや門地は存在しない、またはその存在意義がないとするものである。「家系や血統などによる家柄を意味する概念である。旧憲法下の華族や士族などが門地にあたるが、今日では廃止されて意味をもたない」19というような理解は、その一例であろう。

家柄を意味する門地の存在は認めた上で、門地は社会的 身分には含まれないという解釈もあり得る。この点に関連 し、神奈川県においては、従来の神奈川県個人情報保護条 例に置かれていた個人情報の取扱いの制限に関する規定20 を、改正個人情報保護法の要配慮個人情報の規定に合わせ、 改正することとなった。従来の条例では取り扱ってはなら ないとする個人情報の中に「社会的差別の原因となる社会 的身分」を規定していたが14、これを社会的身分という語 に置き換えることとなった。これについて、神奈川県情報 公開・個人情報保護審議会では委員から「現行の神奈川県 の条例では、『社会的差別の原因となる社会的身分』とは、 いわゆる旧同和対策法等の対象地域の出身者である事実に 関する情報だと解釈運用基準でかなり限定的にしている」 が、「『社会的差別の原因となる』という言葉を条例から取 ってしまった後、神奈川県条例における社会的身分という のは一体何を指すのかが問題となる。(中略) どういった運 用をしていくのか」という質問があった。これに対し、事 務局は「この社会的身分については、国の個人情報保護委 員会に問い合わせたところ、旧華族であるとか、文豪の子 孫である等の情報は、該当しないという回答を得た」ると 回答している21。旧華族であることは社会的身分には該当 しないという個人情報保護委員会の回答からは、優越的な 取扱いを受けうるものとしての家柄は、社会的身分には含 まれないということになる。

また、金融庁の金融分野における個人情報保護に関するガイドラインは、5条で機微情報という規定を置き、「法2条3項に定める要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療及び性生活(これらのうち要配慮個人情報に該当するものを除く。)に関する情報」と規定している。ここでは門地に関する個人情報を機微情報とし、金融機関に対して原則として取得、利用又は第三者提供を行わないこととするように求めている。金融庁ガイドライ

ンは、改正個人情報保護法にいう社会的身分の中には門地 は含まないということを前提とした上で、機微情報として 門地を追加したものと解されよう。

門地が社会的身分に該当する可能性があるとした上で、 その該当性について検討するという考え方もあり得る。

門地とは旧華族や旧大名のような家柄であって他の 人々よりも優越的な取扱いを受けうるものであると解する 場合、法的にみれば門地は社会的な差別事由としての意義 を持たないのであるから、門地に関する情報は特に配慮を 要するべきものではないことになり、社会的身分には該当 しないということになる。

他方で、たしかに華族制度自体がすでに廃止されてから 70 年を経過しているので家柄や血統に関する社会的な認識が相当程度に風化してきていることは事実であるとしても、皇位の継承問題をめぐり臣籍降下した旧皇族やその男子を皇族に復帰させた上で皇嗣とすべきであるという議論もある。実際に、安倍晋三首相も衆議院予算委員会において「これは総理大臣に就任する前の話でありますが、一つの選択肢としてそれはあり得るのではないか」と答弁していること22等にかんがみれば、このような家柄や血統が今日において全く社会的な意味を有しなくなったとも断言することはできないと思われる。

このように考えると、優越的な取扱いを受けうる家柄や血統としての門地には格段の配慮をする必要はないと断定してよいのかには疑問である。二次世界大戦の終了後、多くの皇族が臣籍に降下し、華族制度が廃止されたが、そのような門地が今日、社会的に逆差別を受ける可能性も存在しないわけではない。したがって、社会的身分の中には家柄や血統を指すものとしての門地は含まれないと解することについては、なお検討の余地があるのではあるまいか。

5. おわりに

本稿執筆現在、改正個人情報保護法の施行を目前に控えて、各種のガイドライン類が続々と公表されている。改正個人情報保護法においては、匿名加工情報や個人情報の第三者提供に係るトレーサビリティ規定等が注目されているが、憲法 14 条にも使用されている「社会的身分」という語が挿入された意味は小さくない。その意味で、その解釈をめぐる議論が活発化することが期待される。

謝辞

本研究は、科学研究費「行政におけるデータの取扱いに関する法的規制の比較研究(研究課題番号:26380153)、「ソーシャルメディアにおける死者のデータとプライバシーの再検討」(研究課題番号:16K00468)、及び「適応的セキュリティ制御とプライバシー保護支援を可能とするビッグデータ流通基盤」(研究課題番号:15H02696)の研究成果の

一部である。

注

- 1 個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律ガイドライン (通則編)」平成 28 年 11 月 (平成 29 年 3 月一部改正) 12 頁。 2 昭和 21 年法律 17 号。
- 3 小針 司「災害救助と個人情報の保護」総合政策 1 巻 2 号 (1999年) 197 頁以下。
- 4 岡本正・山崎栄一・板倉陽一郎『自治体の個人情報保護と共有の実務―地域における災害対策・避難支援』(ぎょうせい、2013年) 52 頁。
- 5 実務上は、多くの市等の児童福祉施設指導監査基準において「職員、利用者に対して、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により差別したり、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事への参加を強制することは、厳に慎まなければならない」という趣旨の規定を置いている場合が多い。
- 6 芦部信喜(高橋和之補訂)『憲法(4版)』(岩波書店、2007年) 132 頁。
- 7 樋口陽一・佐藤幸治・中村睦男・浦部法穂『憲法 I』(浦部法穂 執筆) 注解法律学全集 1 (1994 年、青林書院) 321 頁。
- 8 宮澤俊義『憲法講話』(岩波新書、1967年)。
- 9 辻村みよ子『憲法 (2 版)』(日本評論社、2005 年) 206 頁。
- 10 浦部、前注7。
- 11 杉原泰雄編『新版体系憲法事典』(君塚正臣執筆)(青林書院、2008年) 458頁。
- 12 最大判昭和 39・5・27 民集 18 巻 4 号 676 頁。
- 13 野中俊彦・中村睦男・高橋和之・高見勝利『憲法 I (4 版)』(有 斐閣、2006 年) 289 頁。
- 14 最大決平 24・9・4 民集 67 巻 6 号 1320 頁、官報号外第 206 号 6 頁、裁判所時報 1587 号 1 頁、金融法務事情 1978 号 37 頁、金融・商事判例 1425 号 18 頁、判例時報 2197 号 10 頁、判例タイムズ 1393 号 64 頁、金融・商事判例 1429 号 10 頁、金融法務事情 1983 号 104 頁、家庭裁判月報 65 巻 7 号 163 頁。
- 15 厚生労働省労働基準局編 『改訂新版労働基準法(上)』 (労務行政、2005年)73 頁。
- 16 名古屋地判昭 39・11・12 労働関係民集 15 巻 6 号 1215 頁。本件の評釈として、林迪広「労基法 3 条の社会的身分の意義」法政研究 33 巻 1 号 (1966 年) 149 頁以下。
- 17 個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律ガイドライン (通則編)」平成 28 年 11 月 (平成 29 年 3 月一部改正) 12 頁。 18 日置巴美・板倉陽一郎『個人情報保護法のしくみ』(商事法務、 2017 年) 63 頁。
- 19 辻村、前注 9、206 頁。
- 20 改正前の神奈川県個人情報保護条例 6 条は、次のように規定している。

6条

実施機関は、次に掲げる事項に関する個人情報を取り扱ってはならない。ただし、法令若しくは条例(以下「法令等」という。)の規定に基づいて取り扱うとき、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持のために取り扱うとき、又はあらかじめ神奈川県情報公開・個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴いた上で正当な事務若しくは事業の実施のために必要があると認めて取り扱うときは、この限りでない。

- (1) 思想、信条及び宗教
- (2) 人種及び民族
- (3) 犯罪歷
- (4) 社会的差別の原因となる社会的身分
- 21 37 回神奈川県情報公開·個人情報保護審議会議事録。

http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f7314/

22 安倍晋三首相は、野党議員当時の 2002 年に男系で皇位を継承するための方策として、旧皇族の皇籍復帰や旧皇族の男系男子を皇族の養子に受け入れることを月刊誌に発表していた。この点について、2017 年 2 月 26 日の衆議院予算委員会では次のような質疑が行われている。

○細野委員 (中略) かつて総理はこういう発言をされてい

ますね。男系を維持するために、希望する旧宮家の皇籍復帰もしくは養子、このやり方を総理御自身が発表されていますが、こういう考えを今でも持っておられるんですか。 〇安倍内閣総理大臣 これは総理大臣に就任する前の話でありますが、一つの選択肢としてそれはあり得るのではないか、こう考えていたわけでございます。